

砂 川 市 規 則 第 2 3 号
令和 5 年 7 月 2 0 日

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則

砂川市事務分掌規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）市民生活課の部保険係の項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。